

第18回環境自治体会議「ちっこ会議」から全国へ

拡大生産者責任・デポジット制度の実現で循環型社会の再構築を ～決議文を採択～

第18回環境自治体会議「ちっこ会議」が、平成22年5月26日～28日の3日間、筑後市・大川市・大木町の共同開催により、福岡県筑後の地において開催されました。全国や地域から3日間で延べ3360人の参加があり、19の分科会に分かれ、持続可能なまちづくりの取組みについての議論が深められました。

特に、今の大量リサイクル社会はその負担の大半を地域住民や自治体が担わされており、持続可能な循環型社会の再構築に向けて、大量リサイクルによる出口対策を根本的に改める必要性が確認され、拡大生産者責任(EPR)、デポジット制度導入に向けた特別決議が採択されました。



ちっご会議決議

「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で、循環型社会の再構築を求める決議文を採択。



←決議文を読む荒木実行委員長



決議の報道記事(5/27 西日本新聞)→

会場一杯の参加者(1日目) ↓

容器包装ごみ処理

生産者責任強化を決議

【解説】精神疾患による指揮喪失を理由に、法的処理がなされた事件は、多くは「自己の意思のない行為」によるものである。このうち、精神疾患による行為の問題は、精神科医の専門知識をもつて扱うべきものである。そこで、精神科医の立場から、精神疾患による行為の問題について、改めて見直すことを試みる。

「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の再構築を(ちつご会議決議)

「大量生産、大量消費、大量廃棄」に象徴される使い捨て社会は、ごみ処理費負担増による基礎自治体財政の圧迫や最終処分場の確保の問題、深刻なポイ捨て・不法投棄問題、更に自然環境や景観の悪化要因となつてまいりました。

このような状況を改善するために、国は2000年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、循環型社会の実現に必要な総合的かつ計画的な施策を定めました。この中で循環型社会実現のための基本理念として、「排出者責任」と「拡大生産者責任」を掲げ、「リサイクル」（再生利用）を推進しています。しかし、「リサイクル」（再生利用）よりも「リデュース」（発生抑制）や「リユース」（再使用）を優先した社会を目指さなければなりません。現状の「大量リサイクル」対策は、市民ボランティアの努力と税金が支えている構図となっており、基礎自治体のごみ処理とリサイクルに要する費用負担は増加の一途をたどっています。これまでの「大量リサイクル」対策はどちらかと言えば出口対策であり、これだけではごみ問題の根本的な解決になりません。よって、ごみの発生抑制のための入り口対策が急務と考えます。

自治体や市民ボランティアに負担がかかる「大量リサイクル」対策を改め、製造者や流通・販売業者、そして消費者が責任を持つこと、すなわち処理・リサイクル費用のすべてを製品価格に含める制度の導入が必要だと考えます。この考え方こそOECD（経済協力開発機構）が提起する「拡大生産者責任」の考え方であり、生産者及び消費者が環境負荷の低減に応分の負担を負うという理念に沿うものだと考えます。

使い捨て容器のポイ捨て・不法投棄は、掘割が縦横に走り豊かな自然と本来美しい田園風景に囲まれた、この筑後地域の自然や景観を台無しにしてきました。このようなことに鑑みれば、ポイ捨て・不法投棄を減らし、ごみの発生抑制対策として効果的な「デボジット制度」(預かり金上乗せ制度)の導入が是非とも必要であり、それはこの筑後地域の悲願でもあります。

第18回環境自治体会議ちご会議は、地域の自然を守り、持続可能な循環型社会の実現に欠かせない「拡大生産者責任」と「デポジット制度」の導入を強く求めしていくことをここに決議します。 平成29年5月29日 第19回環境自治体会議チゴ会議